

鎌倉市議会

6月定例会議案集

(その1)

平成25年

目 次

議案第 4 号	市道路線の廃止について……………	1
議案第 5 号	市道路線の認定について……………	6
議案第 6 号	鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の臨時特例に関する条例の制定について……………	11
議案第 7 号	鎌倉市子ども・子育て会議条例の制定について……………	13
議案第 8 号	鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会条例の制定について……………	15
議案第 9 号	鎌倉市障害者福祉計画推進委員会条例の制定について……………	18
議案第 10 号	鎌倉市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	20
議案第 11 号	鎌倉市行政財産の目的外使用料条例の一部を改正する条例の制定について……………	22
議案第 12 号	鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例の制定について……………	24
議案第 13 号	鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例の制定について……………	26
議案第 14 号	鎌倉市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について……………	28
議案第 15 号	鎌倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について……………	30
議案第 16 号	平成25年度鎌倉市一般会計補正予算（第1号）……………	33

議案第 4 号

市道路線の廃止について

次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

平成25年 6 月 5 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

廃止市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 ㎡	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	由比ガ浜 二丁目	1014番44	由比ガ浜 二丁目	1015番68	3.55～4.20	115.29	511.44	1
2	鎌倉山 一丁目	1458番5	鎌倉山 一丁目	1586番51	2.11～2.96	32.25	82.70	2

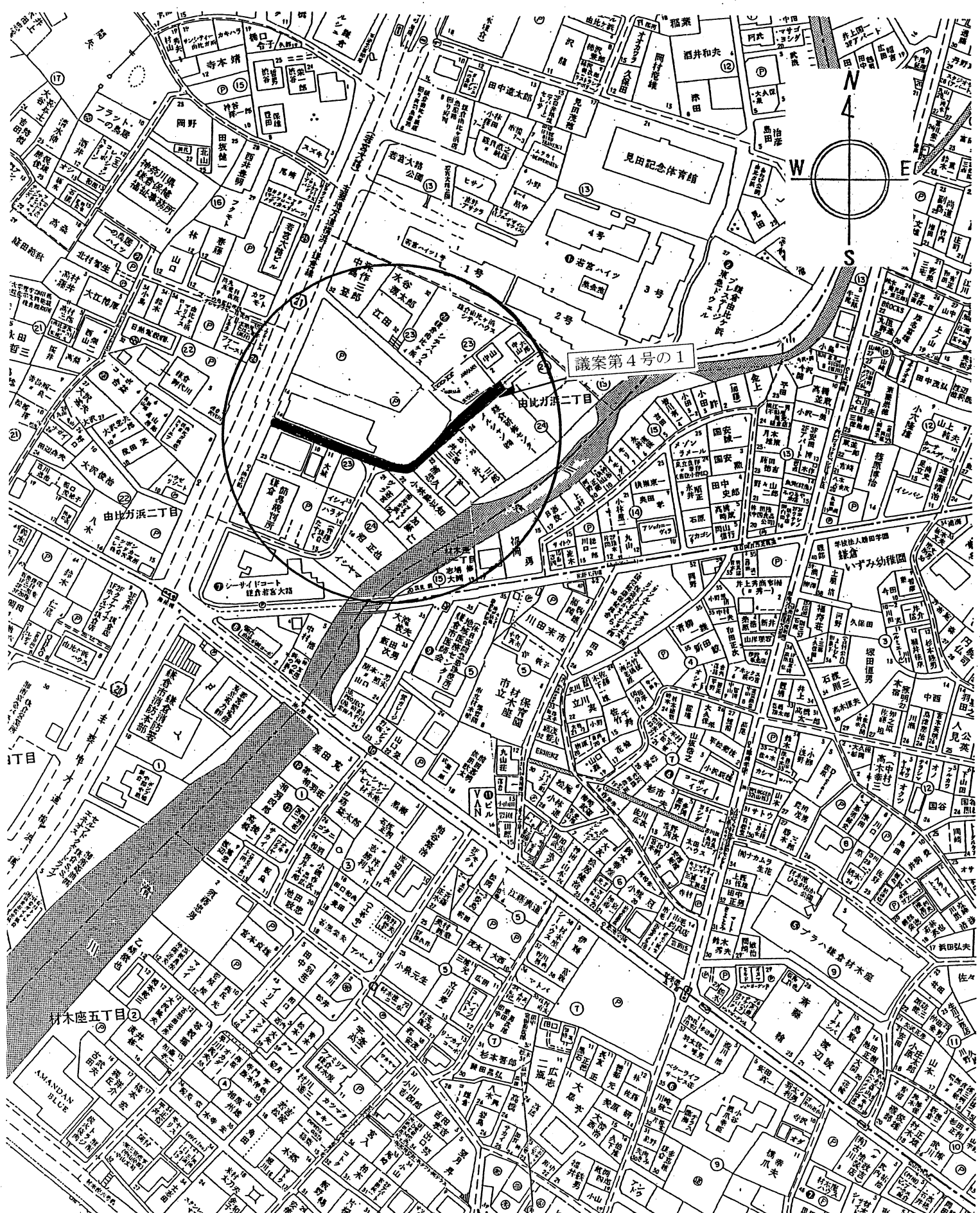
案内図

凡例



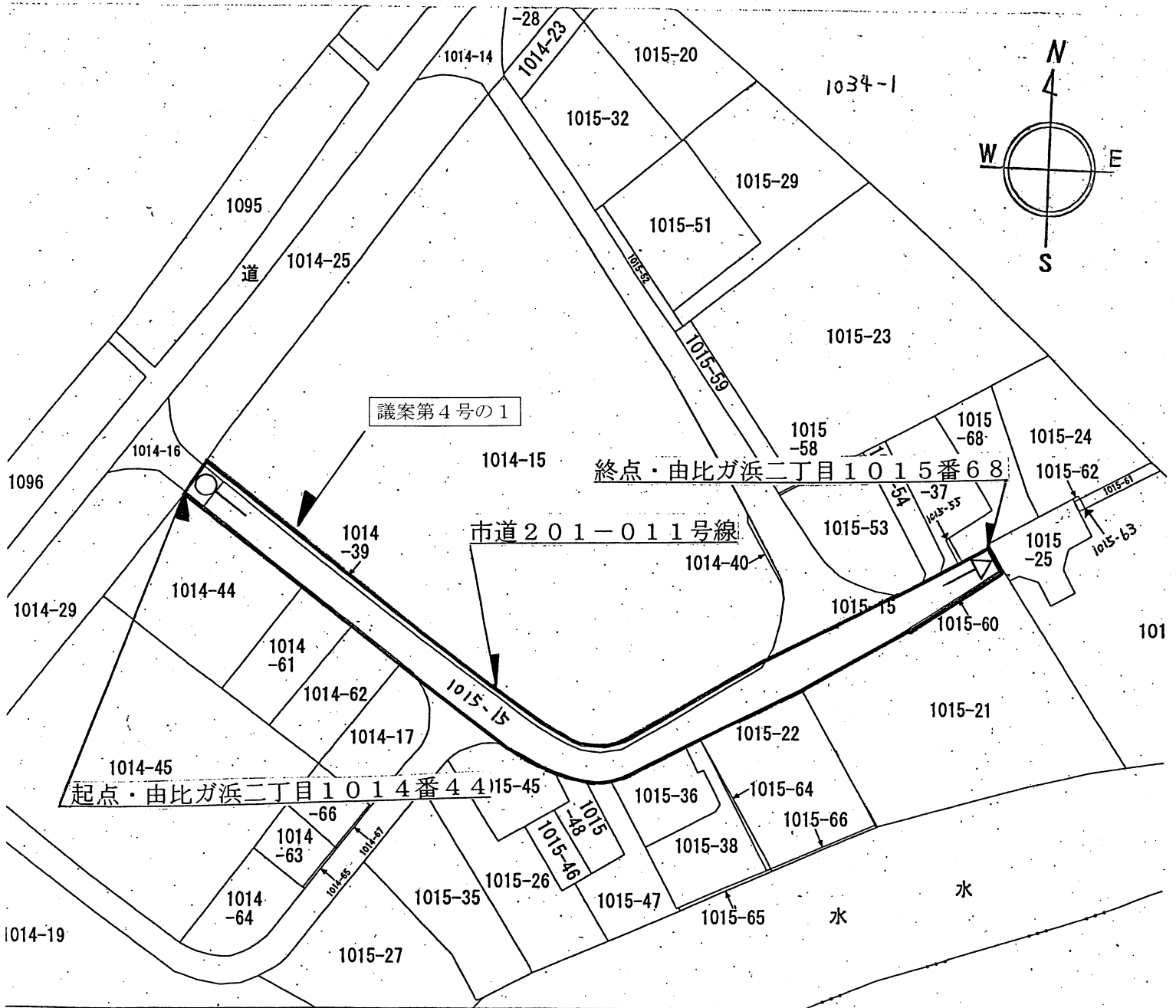
廃止箇所

図面番号 1



公図写

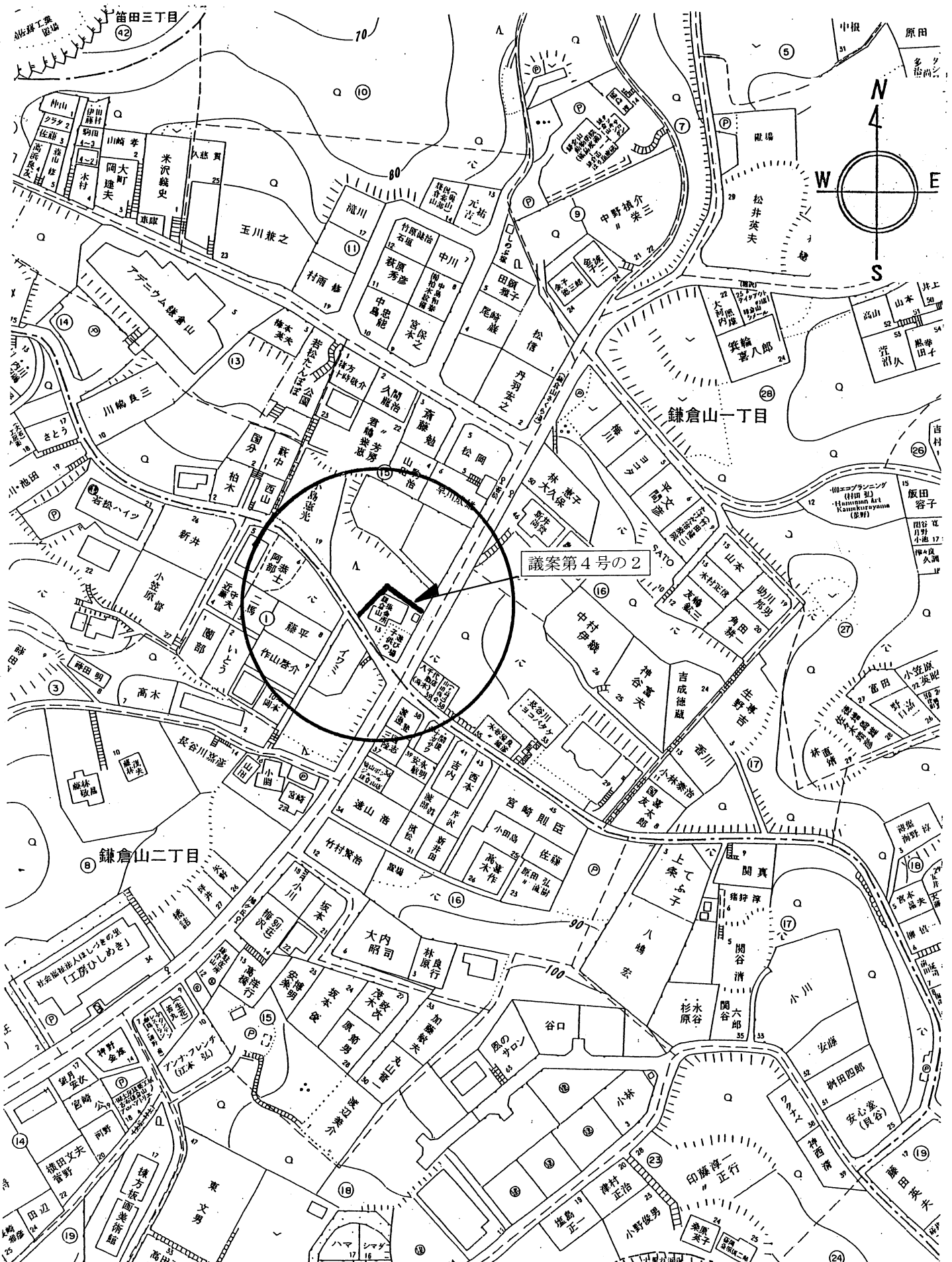
図面番号 1



案内図

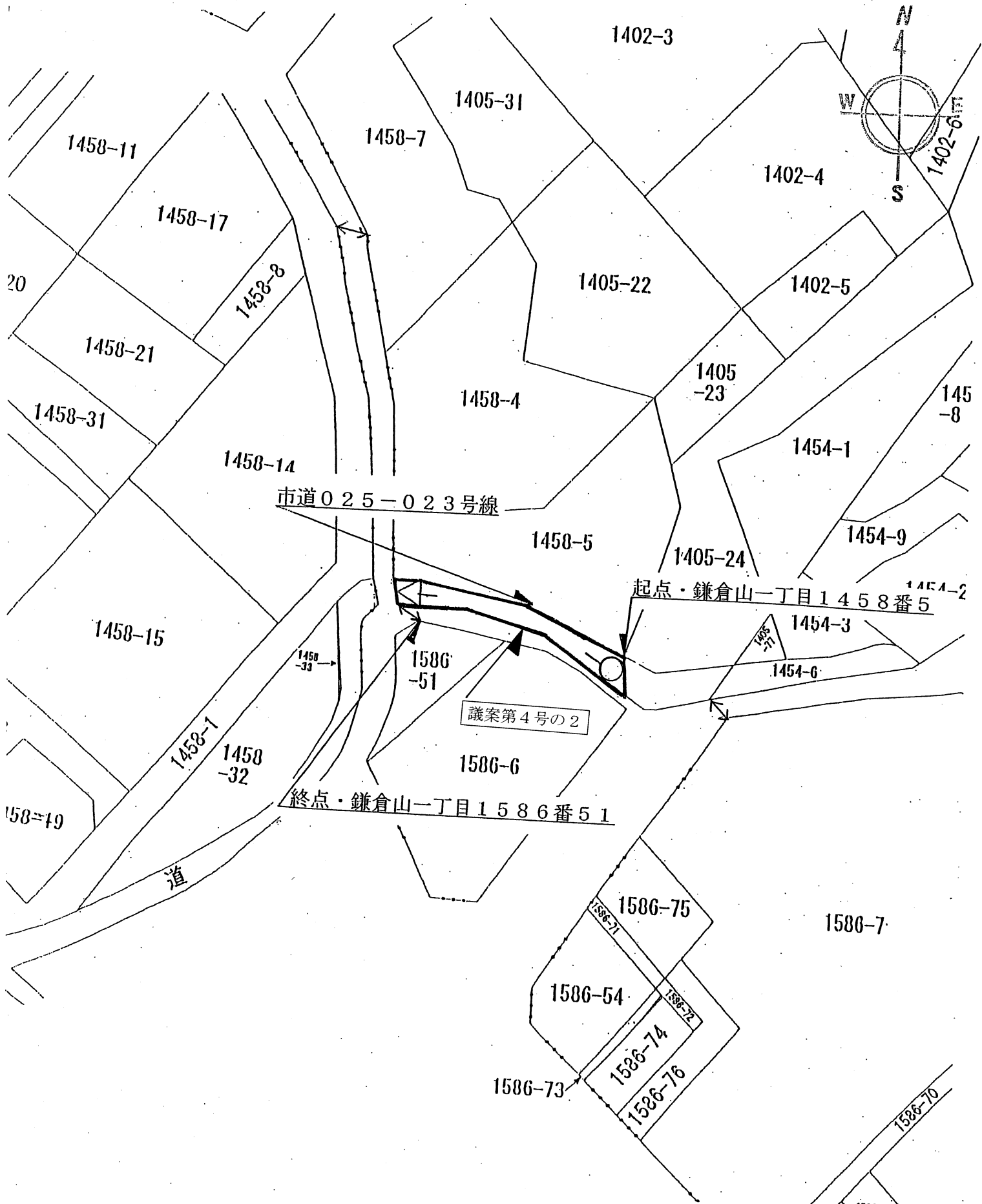
凡例 廃止箇所

図面番号 2



公図写

図面番号 2



議案第 5 号

市道路線の認定について

次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

平成25年6月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

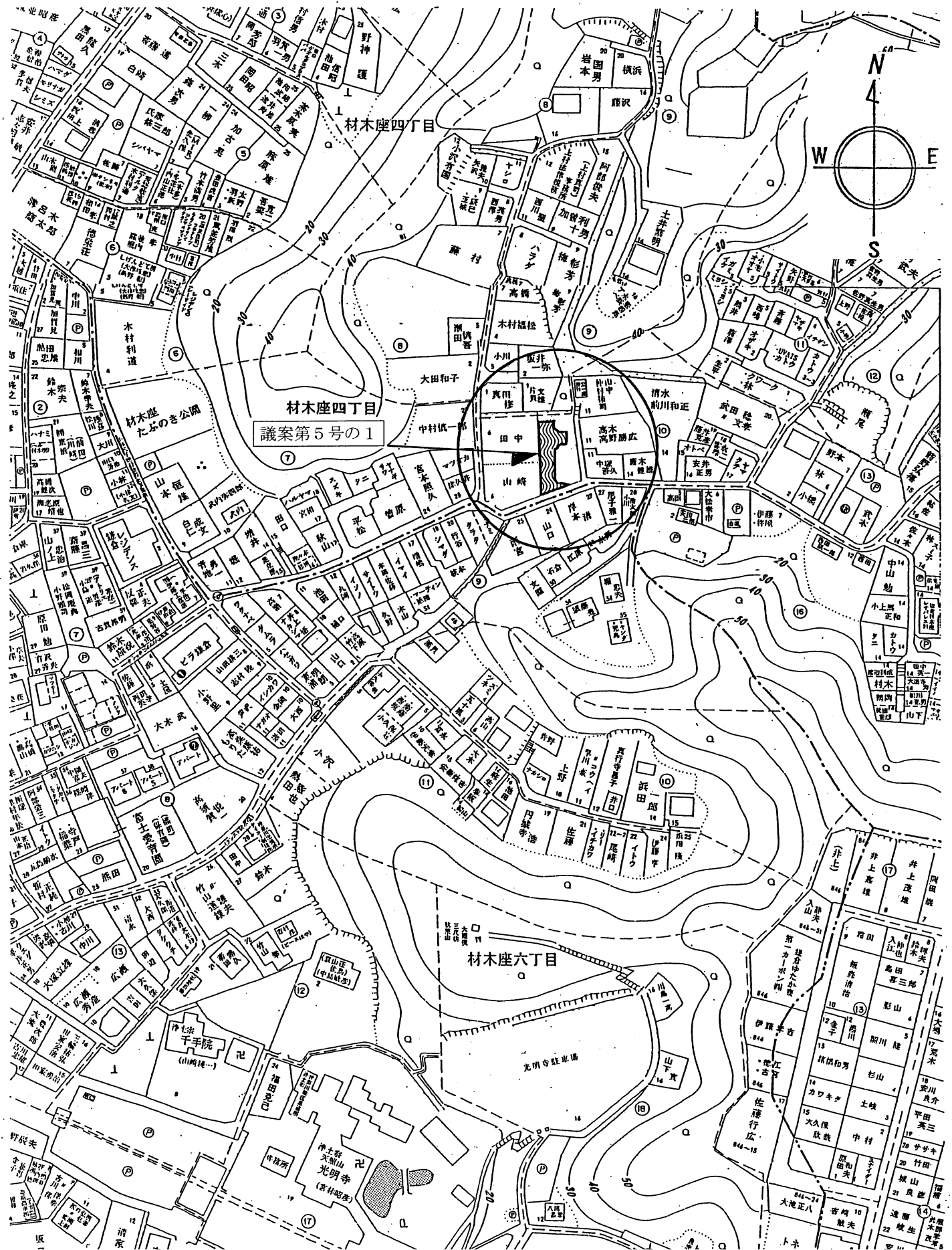
認定市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 ㎡	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	材木座 四丁目	588番12	材木座 四丁目	588番10	4.50～8.84	26.54	156.24	1
2	由比ガ浜 二丁目	1014番44	由比ガ浜 二丁目	1015番24	3.81～6.00	129.17	623.24	2

案内図

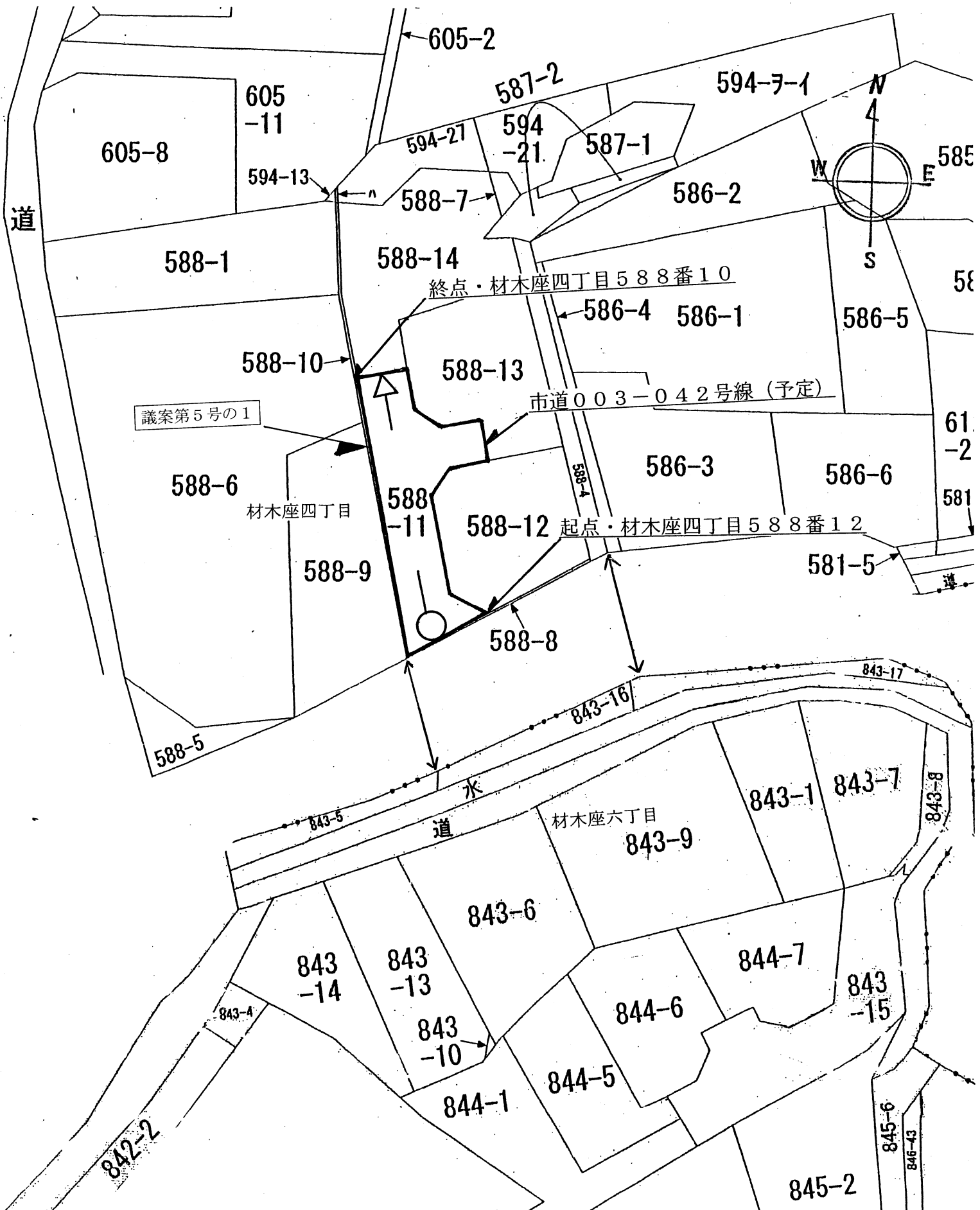
凡例  認定箇所

図面番号 1



公図写

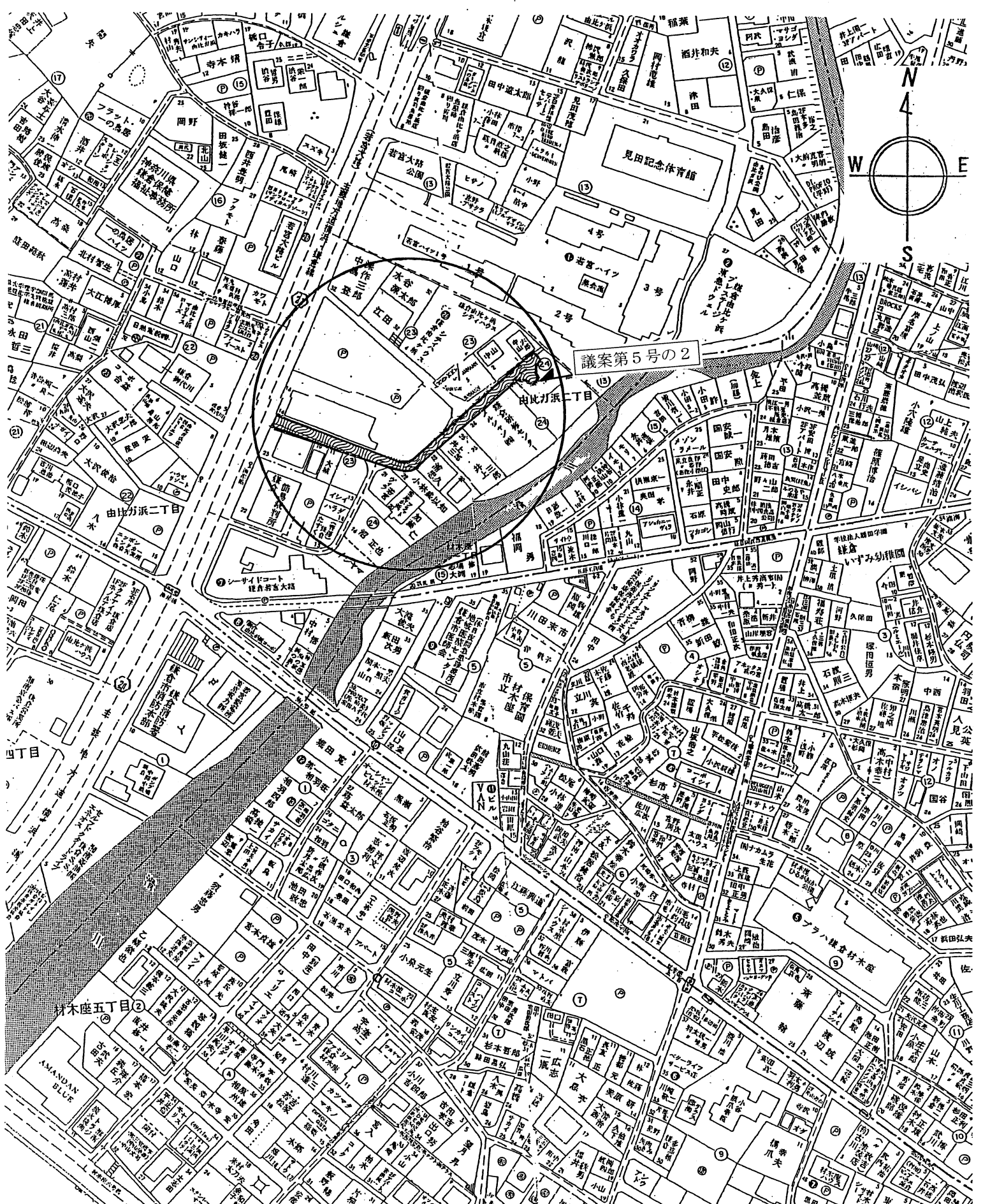
図面番号 1



案内図

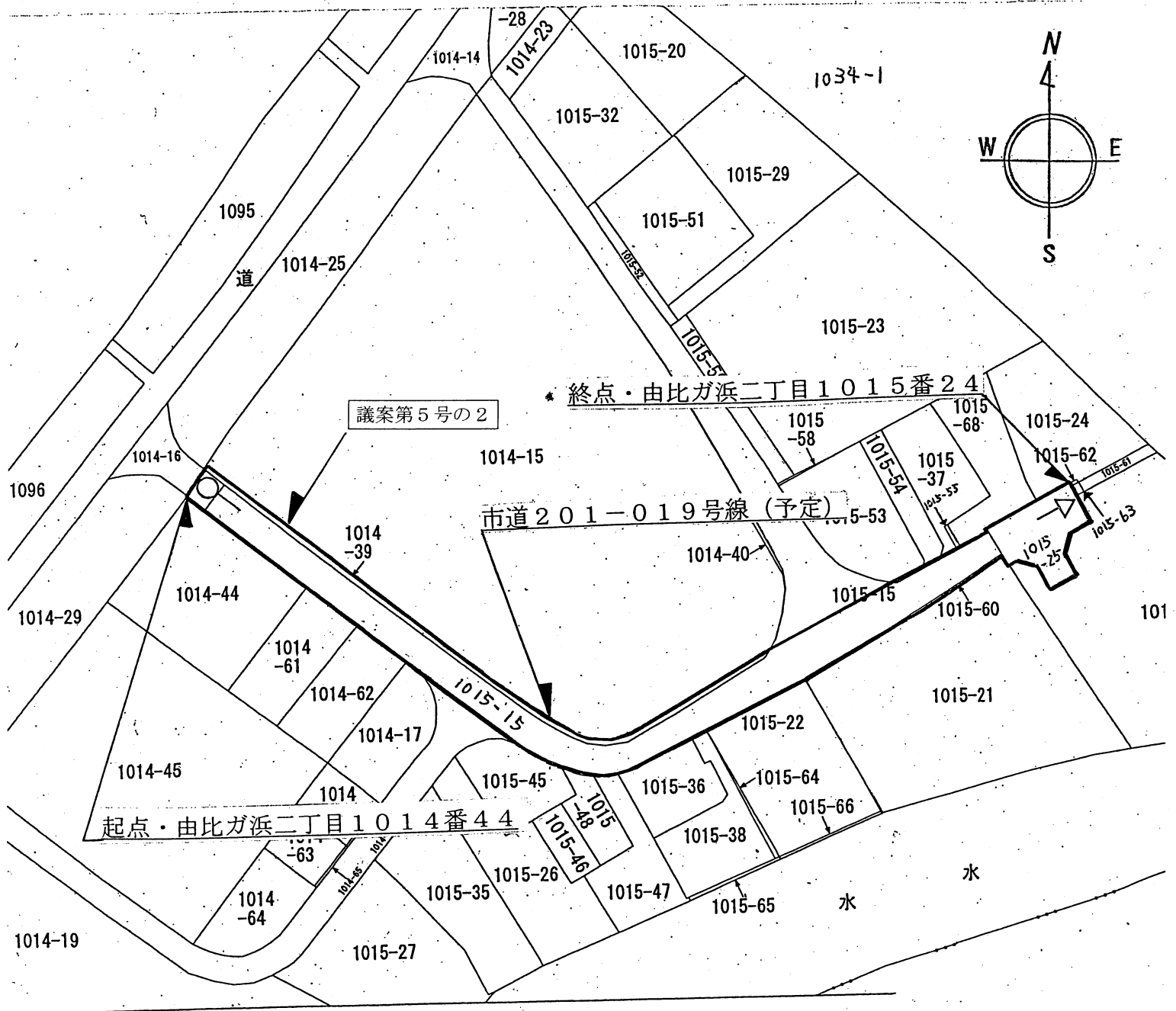
凡例  認定箇所

図面番号 2



公図写

図面番号 2



議案第 6 号

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の
臨時特例に関する条例の制定について

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の臨時特例に関する条例を次のように定める。

平成25年6月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

特例として、市長及び都市整備部の事務を所掌する副市長の給料の減額を行うものである。

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の臨時特例に関する
条例

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例（昭和32年4月条例第7号）第3条及び附則第4項の規定にかかわらず、市長の給料月額にあつては同条例第3条第1号に規定する額からその $\frac{20}{100}$ に相当する額を、都市整備部の事務を所掌する副市長の給料月額にあつては同条例第2号に規定する額からその $\frac{14}{100}$ に相当する額を減じた額とする。ただし、地域手当（期末手当の算出の基礎となるものに限る。）、期末手当及び退職手当の算出の基礎となる給料月額については、同条に規定する額とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

（この条例の失効）

- 2 この条例は、この条例の施行の日から起算して1月を経過した日に、その効力を失う。

議案第 7 号

鎌倉市子ども・子育て会議条例の制定について

鎌倉市子ども・子育て会議条例を次のように定める。

平成25年6月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

子ども・子育て支援に関する施策の推進に係る事項の調査審議を行う鎌倉市子ども・子育て会議を、子ども・子育て支援法第77条第1項及び地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として定めるものである。

鎌倉市子ども・子育て会議条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、鎌倉市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 会議は、委員22人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者又は労働者を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市民

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とし、その満了の日は、市長が委嘱を行った日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

議案第 8 号

鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会条例の
制定について

鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会条例を次のように定める。

平成25年 6 月 5 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市高齢者保健福祉計画の策定及び推進に関し調査審議を行う
鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会を、地方自治法第138条の4第
3項の規定に基づく附属機関として定めるものである。

鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、本市の高齢者福祉に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく鎌倉市高齢者保健福祉計画の策定及び推進に関し調査審議を行う鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療に関係を有する団体が推薦する者
- (2) 福祉に関係を有する団体が推薦する者
- (3) 公共的団体が推薦する者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市民

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(秘密保持義務)

第4条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 施行日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にか

かわらず、2年とする。

議案第 9 号

鎌倉市障害者福祉計画推進委員会条例の
制定について

鎌倉市障害者福祉計画推進委員会条例を次のように定める。

平成25年 6 月 5 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市障害者福祉計画の策定及び推進に関し調査審議を行う鎌倉市障害者福祉計画推進委員会を、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として定めるものである。

鎌倉市障害者福祉計画推進委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、本市の障害者福祉に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく鎌倉市障害者福祉計画の策定及び推進に関し調査審議を行う鎌倉市障害者福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療に関係を有する団体が推薦する者
- (2) 福祉に関係を有する団体が推薦する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(秘密保持義務)

第4条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 施行日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、2年とする。

議案第 10 号

鎌倉市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

平成25年 6 月 5 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、新型インフ
ルエンザ等緊急事態措置の実施のために派遣された職員を手当の支
給対象に追加するものである。

鎌倉市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成19年3月条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第154条」の次に「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条」を加え、「武力攻撃災害等派遣手当」を「武力攻撃災害等派遣手当とし、新型インフルエンザ等対策特別措置法第44条において準用する場合にあっては新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当とする」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 11 号

鎌倉市行政財産の目的外使用料条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市行政財産の目的外使用料条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

平成25年6月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

使用者が市施設やその敷地等に太陽光発電設備を設置した場合を
減免対象に追加するものである。

鎌倉市行政財産の目的外使用料条例の一部を改正する条例

鎌倉市行政財産の目的外使用料条例（昭和39年10月条例第46号）の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分中「一に該当する場合は、使用料を減免」を「いずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除」に改め、同条第1号中「場合」を「とき。」に改め、同条第2号中「もつて」を「もって」に、「場合」を「とき。」に改め、同条第3号中「使用者が、」を「使用者が」に、「場合」を「とき。」に改め、同条に次の1号を加える。

- (4) 使用者が太陽光発電設備（その附属装置等を含む。）を庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地に設置するとき。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 12 号

鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年6月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市大船第二子ども会館を閉館し、鎌倉市大船第一子ども会館の名称を改めるとともに、鎌倉市小坂子ども会館を設置するものである。

鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例

(子ども会館条例の一部改正)

第1条 鎌倉市子ども会館条例（昭和45年6月条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

鎌倉市大船第一子ども会館	同 大船二丁目10番3号
鎌倉市大船第二子ども会館	同 大船三丁目5番1号

を

鎌倉市大船子ども会館	同 大船二丁目10番3号
------------	--------------

に改める。

第2条 鎌倉市子ども会館条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中

鎌倉市大船子ども会館	同 大船二丁目10番3号
------------	--------------

を

鎌倉市大船子ども会館	同 大船二丁目10番3号
鎌倉市小坂子ども会館	同 大船2135番地

に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から、第2条の規定は公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 13 号

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年6月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市おおふな第二子どもの家「ひばり」の名称、位置及び定員並びに鎌倉市おおふな第一子どもの家「つばめ」の名称を改めるものである。

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例

鎌倉市子どもの家条例（昭和50年6月条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

鎌倉市おおふな第一子どもの家「つばめ」	同	大船二丁目10番3号	45人
鎌倉市おおふな第二子どもの家「ひばり」	同	大船三丁目5番1号	45人

」

を

「

鎌倉市おおふな子どもの家「つばめ」	同	大船二丁目10番3号	45人
鎌倉市おさか子どもの家「ひばり」	同	大船2135番地	80人

」

に改める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 14 号

鎌倉市保育所設置条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年6月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市立稲瀬川保育園及び鎌倉市立材木座保育園について、耐震
化工事の間、位置を改めるものである。

鎌倉市保育所設置条例の一部を改正する条例

(保育所設置条例の一部改正)

第1条 鎌倉市保育所設置条例（昭和24年3月条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表鎌倉市立稲瀬川保育園の項中「長谷二丁目20番18号」を「材木座三丁目4番30号」に改める。

第2条 鎌倉市保育所設置条例の一部を次のように改正する。

別表鎌倉市立稲瀬川保育園の項中「材木座三丁目4番30号」を「長谷二丁目20番18号」に改める。

第3条 鎌倉市保育所設置条例の一部を次のように改正する。

別表鎌倉市立材木座保育園の項中「材木座三丁目5番8号」を「材木座三丁目4番30号」に改める。

第4条 鎌倉市保育所設置条例の一部を次のように改正する。

別表鎌倉市立材木座保育園の項中「材木座三丁目4番30号」を「材木座三丁目5番8号」に改める。

付 則

この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から、第2条及び第4条の規定は公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 15 号

鎌倉市営住宅条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年6月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市営住宅入居者選考委員会の委員構成並びに入居の決定及び許可の取消しに関する基準について整備を行うとともに、福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、引用条項の整備を行うものである。

鎌倉市営住宅条例の一部を改正する条例

鎌倉市営住宅条例（平成9年9月条例第7号）の一部を次のように改正する。
第6条第1項中「第21条に」を「第30条に」に改める。

第8条第4項中「委員は、」の次に「学識経験又は知識経験を有する者及び」を加える。

第12条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、同条の次に次の1条を加える。

（入居の決定等の取消し）

第12条の2 市長は、入居予定者が次の各号のいずれかに該当するときは、入居の決定を取り消すことができる。

- (1) 前条第1項又は第2項に規定する手続をしないとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により入居の決定を受けたとき。
- (3) 第6条に規定する入居資格を有しなくなったとき。
- (4) 次項の規定により入居の許可を取り消されたとき。

2 市長は、前条第4項の規定により入居を許可された者が次の各号のいずれかに該当するときは、入居の許可を取り消すことができる。

- (1) 前条第5項に規定する期間内に正当な理由がなく入居しないとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により入居の許可を受けたとき。
- (3) 第6条に規定する入居資格を有しなくなったとき。

第13条第1項中「前条第6項」を「第12条第5項」に改める。

第18条第1項中「第12条第5項」を「第12条第4項」に改める。

第48条第2項中「及び第4項から第6項まで」を「、第4項及び第5項」に、「入居」とあるのは「使用」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」を「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」に、「第12条第5項」を「第12条第4項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（使用決定の取消し）

第48条の2 第12条の2第1項（第2号から第4号までを除く。）の規定は、駐車場の使用決定の取消しについて準用する。この場合において、同項中「入居予定者」とあるのは「使用予定者」と、「入居」とあるのは「使用」と、「前条第1項又は第2項」とあるのは「第48条第1項又は同条第2項の規定により読み替えられた第12条第2項」と読み替えるものとする。

第49条第2項中「前条第2項」を「第48条第2項」に、「第12条第5項」を「第12条第4項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 16 号

平成25年度鎌倉市一般会計
補正予算（第1号）

平成25年度鎌倉市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ197,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,279,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成25年6月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
55 国庫支出金		6,753,235千円	4,860千円	6,758,095千円
	5 国庫負担金	4,942,249	2,446	4,944,695
	10 国庫補助金	1,779,846	2,414	1,782,260
60 県支出金		2,811,577	16,818	2,828,395
	5 県負担金	1,568,053	1,223	1,569,276
	10 県補助金	872,974	15,595	888,569
80 繰越金		600,000	158,722	758,722
	5 繰越金	600,000	158,722	758,722
85 諸収入		2,218,836	17,500	2,236,336
	25 雑入	611,079	17,500	628,579
歳 入	合 計	58,082,000	197,900	58,279,900

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 総務費		6,172,778円	14,704円	6,187,482円
	5 総務管理費	4,795,662	14,704	4,810,366
15 民生費		19,942,462	175,396	20,117,858
	5 社会福祉費	10,191,794	5,400	10,197,194
	10 児童福祉費	7,618,577	167,582	7,786,159
	15 生活保護費	2,130,561	2,414	2,132,975
70 予備費		50,000	7,800	57,800
	5 予備費	50,000	7,800	57,800
歳 出	合 計	58,082,000	197,900	58,279,900

第2表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
岡 本 保 育 園 仮 園 舎 設 置 事 業 費	平成26年度まで	156,981 千円

2 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
子 ども ・ 子 育 て 支 援 事 業 計 画 策 定 業 務 委 託 事 業 費	平成25年度から 平成26年度まで	6,450 千円	平成26年度まで	3,459 千円